

経営者様
限定

弁護士による労務対策シリーズセミナー

問題社員対応3つのポイント

▼第2回

『解雇』 徹底解説！！

(1)退職勧奨

(2)解雇

このような方はぜひ本セミナーにご参加ください！

- ✓ 問題社員への対応をどうすればよいのかわからない
- ✓ 問題社員への対応方法を具体的に知りたい
- ✓ 退職強要にならない退職勧奨とはどのようなものか知りたい

参加費用
無料！

第2回 テーマ: **解雇**

オンライン 2022年 6月14日 火 10:00~11:45
Web会議システム「Zoom」

オンライン 2022年 6月15日 水 10:00~11:45
Web会議システム「Zoom」

オンライン 2022年 6月23日 木 10:00~11:45
Web会議システム「Zoom」

・オンライン勉強会は、Web会議システム「Zoom」を使用して実施します。ご参加には、パソコン、タブレット、スマートフォンなどの端末と、インターネット環境が必要です。
また、全日程とも同一の講義内容になります。

講師

上野俊夫法律事務所 弁護士 上野 俊夫



【講師プロフィール】群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。
平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。
設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。
社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。
令和2年度より、館林商工会議所の顧問弁護士に就任。
一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了(労働法ゼミ)

【所属】群馬弁護士会、館林、太田、桐生、伊勢崎、佐野商工会議所
【講演歴】館林市役所、太田市役所、羽生市商工会、群馬県社会保険労務士会 太田支部、栃木県社会保険労務士会 県南支部、他多数
【メディア】読売新聞、毎日新聞、上毛新聞、他多数

人手不足が深刻化している昨今、経営者は大切な人材を守るため、社員との紛争をできるだけ避けたいところですが、会社と社員との労務紛争の件数は高止まりしているのが現実です。近年の労務紛争では、ハラスメントをしたり業務命令に従わないなどの問題社員に対し、退職勧奨や解雇したところ、退職後に残業代請求や不当解雇に関する訴訟を起こされるケースが増えています。解雇無効の裁判に持ち込まれた場合、雇用者側が大変な金銭的負担を抱えてしまうことも少なくありません。もし問題社員を抱えていても、安易に「解雇」という手段に飛びつくことは賢明ではありません。また、問題社員と一口に言っても、非協調型や能力不足型などの異なるタイプがあり、それぞれに適切かつ慎重な対応が求められます。今回のセミナーでは、過去の事例を踏まえ、法的紛争が生じる可能性がある社員への適切な対処法、対応する際の法的留意点について詳しくお伝えします。

**第2回
セミナーの
ポイント**

- 01. 懲戒解雇・普通解雇・整理解雇の違いとその使い分け
- 02. 普通解雇の方が使いやすい!?
懲戒解雇に潜む落とし穴とは?
- 03. 解雇までのシナリオ作成でリスクを回避する!

**参加費用
無料!**

当事務所のセミナーが選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます!
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます!
- ③ 実際の紛争トラブルをふまえた具体的な事例を解説します!
- ④ 今取るべきアクションを具体的にアドバイスいたします!
- ⑤ オンライン形式なので気軽に参加できます!

参加特典
今回のセミナーにご参加の方へ
特典がございます。

- 01 無料法律相談(初回30分)
- 02 就業規則作成アドバイス
- ▼さらに、本セミナーを機に顧問契約をお申し込みいただいた場合
- 03 無料での社内ハラスメント防止セミナー
- 04 過去のセミナー、研修のテキストをご提供

セミナーのお申し込みはウェブ申込フォーム、またはFAXで送信ください (FAX:0276-56-4735)

【パソコン・スマートフォンから】

上野俊夫法律事務所 企業法務

🔍 で検索!

QRコード



<https://komon-uenolaw.com/seminar/>

【FAX用お申し込みフォーム】

貴社名		ご担当者様名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	必須		
参加されるセミナーに✓を付けてください。			
第2回：解雇	<input type="checkbox"/> 【オンライン】6月14日(火) 10:00~11:45	<input type="checkbox"/> 【オンライン】6月15日(水) 10:00~11:45	
	<input type="checkbox"/> 【オンライン】6月23日(木) 10:00~11:45		

お申し込み・お問い合わせ先/上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL:0276-56-4736 FAX:0276-56-4735 URL:<https://www.komon-uenolaw.com>



※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものであり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。